



施設における感染症対策

～新型インフルエンザ・ノロウイルス感染症を中心に～

○説明「感染症の対応について」

○実習「正しい手洗いの方法」

「特定施設入居者生活介護」集団指導資料

平成22年2月 岡山県備中保健所

説明「感染症の対応について」



● ● ● | 感染症対策のために必要なこと①

○ 施設の管理者は・・・

- 高齢者の特性、施設の特性、施設における感染症の特徴の理解
- 感染に対する知識(予防、発生時の対応)の習得
- 施設内活動の推進(感染症対策委員会の設置、指針の策定、研修の実施、施設整備など)
- 施設外活動の実施(情報収集、発生時の行政への届出など)
- 職員の労務管理(職員の健康管理、職員が罹患したときに療養できる人的環境の整備など)

【参考】「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」平成17年3月

● ● ● | 感染症対策のために必要なこと②

○ 職員は・・・

- ・ 高齢者の特性、施設の特性、施設における感染症の特徴の理解
- ・ 感染に対する知識（予防、発生時の対応）の習得と日常業務における実践
- ・ 職員自身の健康管理（感染源・媒介者にならないこと）

【参考】「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」平成17年3月

● ● ●

高齢者介護施設における 感染管理体制



施設内感染対策委員会の設置

○メンバー

施設長（施設全体の管理責任者）

事務長（事務関係）

医師（医療面）

看護師（医療面）

介護職員（現場）

栄養士（食事面）

責任者は看護
職員が望ましい

【参考】「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」平成17年3月

職員の健康管理

- 定期健康診断の実施
- 日常の健康管理に注意
- 予防接種の実施
(インフルエンザ、B型肝炎など)
- 職員が発症した場合の就業停止の検討



【参考】「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」平成17年3月



平常時の衛生管理



介護・看護ケアと感染対策

○ 標準的な予防策

- 「1ケア1手洗い」の徹底が重要！！

- 日常のケアにおいて入所者の異常を早期に発見すること



【参考】「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」平成17年3月

介護・看護ケアと感染対策

○ 日常の観察

- 身体の動きや声の調子・大きさ、食欲などが「いつものその人らしくない」と感じたら要注意。

● 特に注意を要する症状：要注意のサイン

- 発熱：ぐったりしている、意識がない...
- 嘔吐：発熱・便に血が混じる、下痢がある...
- 下痢：便に血が混じる、尿が少ない、口が渇く...
- 咳、咽頭痛・鼻水：熱があり痰がからんだ咳...
- 発疹（皮膚の異常）：かゆみがある...

?いつもより
熱い?



【参考】「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」平成17年3月

介護・看護ケアと感染対策

○ 食事介助

- 食事介助の際は、必ず手洗いをを行うこと。
特に排泄介助後の食事介助は、十分な手洗いをを行うこと。
- おしぼりは、使い捨てにすること。（保湿器は細菌の温床です！）
- 吸い飲みは、使用する都度洗浄すること。



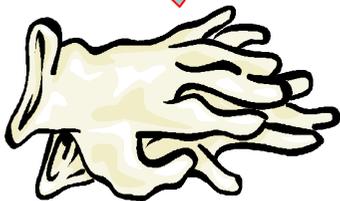
【参考】「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」平成17年3月

介護・看護ケアと感染対策

○ 排泄介助

- おむつ交換は、必ず使い捨て手袋を着用して行う。手袋をはずした際には、手洗いを行うこと。
- トイレ介助、おむつ交換の際は、入所者1人ごとに手洗いや手指消毒が必要。
- おむつの一斉交換は感染拡大の危険が高くなるのでやめる。(おむつ交換車の使用は×、個別ケアとする)

1人ずつ1ケアごと交換



【参考】「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」平成17年3月



感染症発生時の対応



感染症発生時の対応

- 発生状況の把握
- 感染拡大の防止
- 医療処置
- 行政への報告
- 関係機関との連携



【参考】「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」平成17年3月

感染症の発生状況の把握

- 入所者と職員の健康状態（症状の有無）を発生した日時、階、居室ごと（**図面に落としとしておく**とわかりやすい）にまとめる。
- 受診状況と診断名、検査、治療の内容を記録しておく。
- 速やかに施設長に報告し、施設長は職員に必要な指示を行う。



【参考】「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」平成17年3月

● ● ● | 感染拡大の防止

- 手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底する。(特に職員を介して、感染を拡大させないように)
- 医師や看護師の指示により、必要に応じて施設内の消毒を行う。
- 必要に応じて、感染した入所者の隔離を行う。
- 施設長は、協力病院や保健所に相談し、指導を受ける。



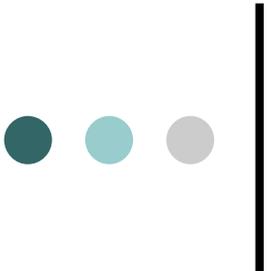
【参考】「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」平成17年3月

医療処置

- 感染者の症状を緩和し、回復を促すため、すみやかに医師に連絡し、指示を仰ぐ。
- 必要に応じて医療機関の受診を行う。



【参考】「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」平成17年3月

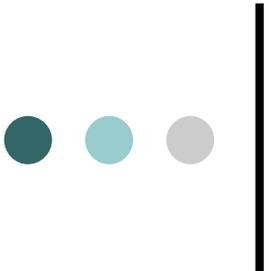


行政への報告①

【報告要件】

- 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによるとと思われる死亡者又は重篤な患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- 上記のほか、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に管理者等が必要と認めた場合

(参照)平成17年2月22日厚生労働省健康局長/医薬食品局長/雇用均等・児童家庭局長/社会・援護局長/老健局長通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」



行政への報告②

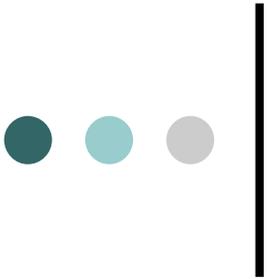
【報告対象となる社会福祉施設等】

- 介護・老人福祉関係施設

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、**軽費老人ホーム**、老人デイサービス事業を行う事業所・老人デイサービスセンター、...**認知症グループホーム**、**有料老人ホーム**、介護老人保健施設

- その他、生活保護・ホームレス関係・児童・婦人関係・障害関係施設等

(参照)平成17年2月22日厚生労働省健康局長/医薬食品局長/雇用均等・児童家庭局長/社会・援護局長/老健局長通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」



行政への報告③

【報告先】

- 市町村等の社会福祉施設等主管部局
→ 特定施設の場合は、**市町村、県民局**
- 保健所
→ 管轄する**保健所**

【報告内容】

- * 感染症又は食中毒が疑われる者等の**人数、症状、対応状況等**

(参照)平成17年2月22日厚生労働省健康局長/医薬食品局長/雇用均等・児童家庭局長/社会・援護局長/老健局長通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

関係機関との連携など

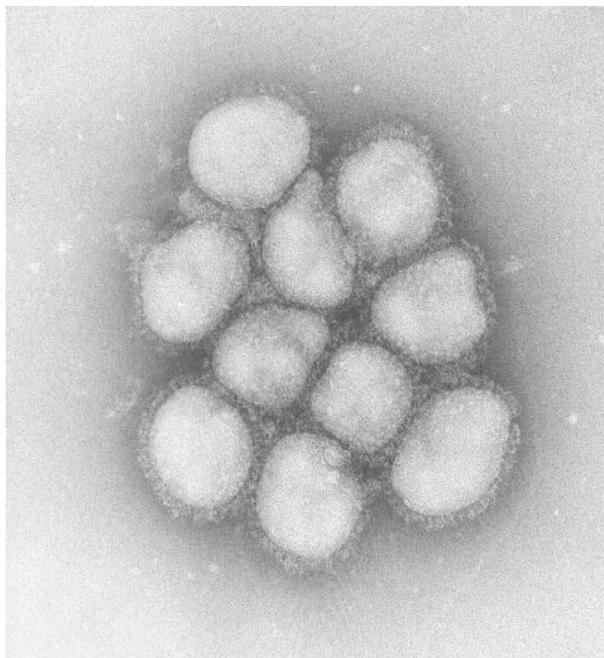
- 報告すべき関係機関
 - 嘱託医、協力医療機関の医師
 - 保健所
- 情報提供
 - 職員への周知
 - 家族への情報提供と協力依頼



【参考】「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」平成17年3月



新型インフルエンザ対策



「新型インフルエンザ電子顕微鏡写真」
国立感染症研究所提供



新型インフルエンザとは

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第7号

- 新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザ
 - 国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に影響を与える恐れがあると認められるもの
- * 平成21年5月、メキシコや米国等で、確認された新しいインフルエンザ(H1N1)が、「**新型インフルエンザ**」として法律に位置づけられた。

● ● ● | 新型インフルエンザの症状

- 突然の高熱
- 咳
- 咽頭痛(のどの痛み)
- 倦怠感(身体のだるさ)
- 鼻汁・鼻閉
- 頭痛
- 下痢などの消化器症状

○ 季節性と類似
○ 季節性に比べ、
下痢などの消化
器症状が多い可
能性が指摘されて
いる。



● ● ● | 新型インフルエンザの感染経路

- **飛沫感染(ひまつかんせん)**
咳やくしゃみとともに放出された
ウイルスを吸い込んで感染



- **接触感染**
ウイルスが付着したものを触れた後に目、
鼻、口などに触れることで、粘膜・結膜
などを通じて感染



● ● ● | 新型インフルエンザの流行状況

○感染症発生動向調査

全国:1月11日~1月17日

インフルエンザの定点あたり報告数 **8.13**

(定点数約4,600カ所、報告数**39,053人**)

→ **累積患者数 約1,923万人**

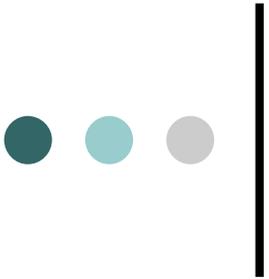
(国立感染症研究所による推計)

* **第49週(11/30~12/6)以降減少が続いている!!**

厚生労働省ホームページhttp://idsc.nih.go.jp/disease/swine_influenza/index.html

岡山県ホームページhttp://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=42659

岡山県は
7.37



新型インフルエンザの流行状況

○集団感染発生報告数

- ・医療機関 32件(岡山県 0)
- ・社会福祉施設等 7,390件(岡山県81)

(平成21年10月12日～1月17日時点)

厚生労働省ホームページ<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

岡山県ホームページhttp://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=42659

社会福祉施設等における集団発生時の連絡

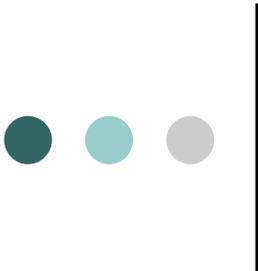
- 連絡対象となる社会福祉施設等とは

【介護・老人福祉関係施設】

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービス事業を行う事業所・老人デイサービスセンター、通所リハビリテーション事業所...認知症グループホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設

- * その他、生活保護・児童・障害関係施設等

(参照)平成21年12月14日厚生労働省健康局結核感染症課/雇用均等・児童家庭局総務課/社会・援護局福祉基盤課/社会・援護局障害保健福祉部企画課/老健局総務課 事務連絡「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター(集団発生)サーベイランスの協力について」



社会福祉施設等における集団発生時の連絡

- 社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上が、インフルエンザと診断された場合、保健所に連絡する。

(参照)平成21年12月14日厚生労働省健康局結核感染症課/雇用均等・児童家庭局総務課/社会・援護局福祉基盤課/社会・援護局障害保健福祉部企画課/老健局総務課 事務連絡「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター(集団発生)サーベイランスの協力について」



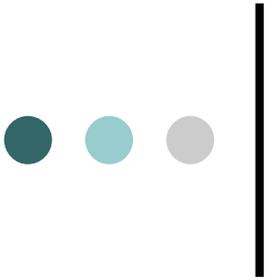
社会福祉施設から保健所への連絡様式

報告日 月 日 () 時

報告者

施設名	
施設住所	
電話番号	
FAX番号	
施設責任者氏名	
施設の種類	医療機関・社会福祉施設・その他()
初発患者の発症日	年 月 日
初発患者の診断日	年 月 日
施設の職員人数	人 (うち有症状者
施設の利用者人数(入所・入院)	人 (うち有症状者
施設の利用者人数(通所)	人 (うち有症状者
有症状者の診断状況	インフルエンザA 人
入院者(重症患者人数)	人 医療機関名:
嘱託医氏名	
嘱託医療機関(住所)	
嘱託医連絡先(電話番号)	
備考	岡山県ホームページ http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=35138

**施設内での流行
状況を把握するた
め、重要です。**



発生予防対策

- インフルエンザウイルスは感染力が非常に強いことから、できるだけウイルスが施設内に持ち込まれないようにすることが基本。
- 利用者や職員などの関係者においては、、、
 - ・手洗いやうがい、マスクの着用を励行する。
 - ・流行地、人混みへの外出を控える。
 - ・バランスよく栄養をとるとともに十分な休養をとり、体力や抵抗力を高める。

【参考】「社会福祉施設等(入所サービスを行う施設等に限る。)での対応
についてQ&A」厚生労働省平成21年10月8日現在

● ● ● | 患者発生時の対応①

- 入所者が新型インフルエンザに感染していると疑われた場合、速やかに個室に転室させる等の感染防止措置を講じ、嘱託医もしくはかかりつけの医師等に相談し、医療機関を受診させること。受診の際、入所者と同行者に不織布製のマスクの着用、手洗いを徹底すること。
- 従業員については、出勤を停止させた上で、医療機関を受診させること。



【参考】「社会福祉施設等(入所サービスを行う施設等に限る。)での対応についてQ&A」厚生労働省平成21年10月8日現在

患者発生時の対応②

○ 患者への対応

- 原則として個室に入所させる。
- 医師の指示に従い、服薬管理、患者の観察、記録等を行う。

*** 次のような症状の時はすぐに医療機関受診を！！**
呼吸困難又は息切れ、胸の痛みが続く、嘔吐や下痢が続く、3日以上発熱が続く、症状が長引いて悪化している

- 看護・介護を行う際は、全ての職員がマスク、使い捨て手袋を着用し、同じ職員がサービス提供する体制とする。
- 職員のうち、基礎疾患を有する者、妊婦は感染した際に重篤化する恐れが高いため、患者の直接の看護・介護は避けるよう、勤務上の配慮を行う。

【参考】「社会福祉施設等(入所サービスを行う施設等に限る。)での対応

についてQ&A」厚生労働省平成21年10月8日現在

患者発生時の対応③

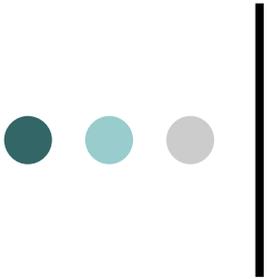
- 社会福祉施設等の職員は、濃厚接触者の分類に当たることから、介護サービスの提供及び職員間の会議等を含め、事業所や施設内では、手洗いやうがい、マスクの着用等職員の感染対策の徹底を行う。

* 濃厚接触者とは？

- 世帯内居住者(≡同室者)、医療関係者(個人防護具を装着せずに処置等を行った者≡看護、介護職員)、汚染物質への接触者(患者の排泄物などに防護装備なしで接触した者≡トイレ、洗面所、寝具等の清掃者)、直接対面接触者(手で触れること、会話することが可能な距離で、マスクを正しく着用せずに会話や接触のあった者等≡食堂などで接触のあった入所者等)

【参考】「社会福祉施設等(入所サービスを行う施設等に限る。)での対応

についてQ&A」厚生労働省平成21年10月8日現在



患者発生時の対応④

- 濃厚接触者である入所者への対応
 - 個室に転室させることが望ましい。困難な場合は、濃厚接触者のみの居室を用意する。
 - 7日間は施設内の行動を制限、健康管理を徹底する。
 - 介護等の際は、マスクと使い捨て手袋を着用の上、できるだけ同じ職員が対応する。
 - 個室でない場合は、ベッドの距離を2m以上離し、カーテン等での仕切りを行う。

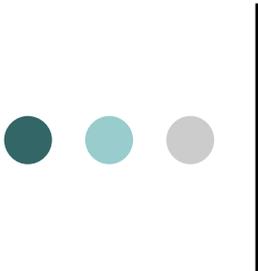
【参考】「社会福祉施設等(入所サービスを行う施設等に限る。)での対応
についてQ&A」厚生労働省平成21年10月8日現在

● ● ● | 患者発生時の対応⑤

- 濃厚接触者以外の入所者への対応
 - 毎日の健康管理を徹底すること。
 - 食堂での食事の際は、おおむね2m程度、席の間隔をとること。
 - 共同のレク等の人が集まる活動を自粛すること。
 - 入浴は、個浴又はシャワーとし、同一時間帯における複数の入浴を避けること、又は清拭とすること。



【参考】「社会福祉施設等(入所サービスを行う施設等に限る。)での対応についてQ&A」厚生労働省平成21年10月8日現在



患者発生時の対応⑥

- 家族等の面会
 - 手洗いを励行するなどの感染防止対策を徹底するよう求めること。
 - 他の入所者と接触しないよう行動範囲や、面会場所を検討すること。
- 外部事業者
 - 給食・リネン業者等の施設での生活維持のために必要な事業者：マスク・手袋の使用の徹底、作業時間や行動範囲の制限、できる限り入所者や従業員との接触を避ける対応とすること。
 - それ以外の事業者の不要不急の出入りは避けること。

【参考】「社会福祉施設等(入所サービスを行う施設等に限る。)での対応についてQ&A」厚生労働省平成21年10月8日現在

患者発生時の対応⑦

○ 清掃・消毒

- 通常の清掃に加えて、机、ドアノブ、スイッチ等人がよく触れるところを拭き取り清掃すること。最低1日1回は行う。
- 職員が発症し、直前まで勤務していた場合は机の周辺や触れた場所は消毒薬による拭き取り清掃を行う。作業者はマスク・手袋を着用し、手洗いを行うこと。



【参考】「社会福祉施設等(入所サービスを行う施設等に限る。)での対応についてQ&A」厚生労働省平成21年10月8日現在

患者発生時の対応⑧

○ 消毒剤の使用方法について

- **次亜塩素酸ナトリウム**（ハイター、ブリーチ、ジアンックなど）：**原液を希釈し、0.02～0.1%の溶液**を用いる。消毒薬に浸したタオル、雑巾による**拭き取り、あるいは直接浸す**。
- **イソプロパノール**又は**消毒用エタノール**：
消毒薬に浸したタオル、ペーパータオル又は脱脂綿等を用いて**拭き取り消毒**を行う。

ウイルスが
飛散する
恐れあり



【参考】「社会福祉施設等(入所サービスを行う施設等に限る。)での対応
についてQ&A」厚生労働省平成21年10月8日現在

治った後の外出について

- 熱が下がってもインフルエンザの感染力は残っていて、他の人に感染させる可能性があります。次の期間は外出しないよう心がけましょう。

熱が下がってから2日目まで

- 現在流行している新型インフルエンザは、症状がなくなっても、しばらく感染力が続く可能性があることが明らかになっています。周囲の方を守るため、次の期間についてもできるだけ外出しないようにしてください。



発熱や咳など症状がはじまった日の翌日から7日目まで

咳エチケット

- 周囲の人からなるべく離れましょう。
 - 咳やくしゃみのしぶきは約2m飛ぶと言われています。
- 咳やくしゃみをするときは、他の人から顔をそらせ、ティッシュなどで、口と鼻を覆いましょう。
 - 使用したティッシュはすぐにゴミ箱へ捨てましょう。
- 咳やくしゃみを抑えた手を洗いましょう。
 - ウイルスがついているので、石けんを使いましょう。
- マスクを着用してください。
 - 使用後のマスク、ティッシュは放置せず、ビニール袋に入れて、すぐに捨てましょう。



正しいマスクの着用方法

【付け方】

- 1 鼻、口、あごを覆う。
- 2 可変式の鼻部分を鼻すじに合わせる。
- 3 ゴムで耳にしっかり固定する。



ポイント！！

- ①鼻部分が鼻の角度に合っている。
- ②あごまでマスクで覆っている。
- ③顔全体にフィットしている。
- ④マスクの着脱はひもを持って行う。

【はずし方】

- 1 後頭部のゴムの部分を持ち、顔からはずす。
- 2 使用済みのマスクは表面に触れないようにビニール袋に入れて口を閉じて捨てる。
- 3 マスクを捨てた後は、手指にウイルスがついていることもあるので、すぐに手洗い、消毒を行う。